

「空き家バンク」ホームページをリニューアル

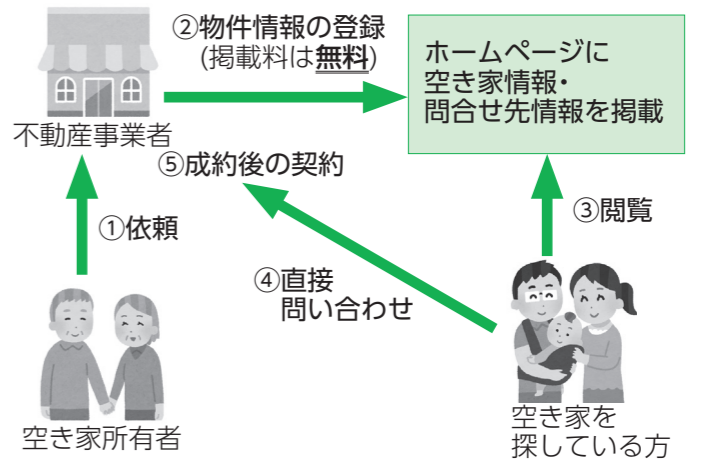
空き家バンクの制度を見直し、ホームページも官民連携により市内の空き家情報を一元化したものにリニューアルしました。

▼空き家バンクとは

市内の空き家や空き地など、売却または賃貸できる物件情報を、提供する制度です。

▼見直し内容

- ・所有者の申請が不要に
空き家所有者の市役所窓口での申請が不要になりました。今後は、空き家バンクを利用申請している不動産業者に、空き家バンクの利用の意向を伝えるだけになります。
- ・物件情報の登録がスムーズに
不動産事業者が物件情報を直接入力し、市は掲載の承諾をします。掲載にかかる時間が短縮されることで利便性がアップします。
- ・移住支援情報を掲載
移住した方の体験談や三木市の紹介、移住支援施策を掲載することで、移住検討者にとって情報がワンストップで手に入ります。



●参加事業者を随時募集中
事業者の登録には、申込書の提出が必要です。詳しくは、問い合わせください。

問(市)縁結び課 縁結び係
http://www.miki-akiyabank.com



▲ホームページはこちら

コンビニでマイナポイントの申し込みができます

全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機やセブン銀行ATMなどでマイナポイントの予約・申込ができるようになりました。

●必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・暗証番号(マイナンバーカードの申請時か受取時にご自身で設定した数字4桁のパスワード)
- ・決済サービスID/セキュリティコード(決済サービスによって事前登録が必要な場合があります)

●マイナポイント手続スポット

予約・申込ができるスポットはマイナポイントのホームページの「マイナポイント手続スポット検索」で確認してください。

■ <https://mynumbercard.pointsonmu.go.jp>



▲ホームページはこちら

マイナポイント申込を支援

市役所3階税務課前、吉川支所では、マイナポイント申込を支援しています。右記の「必要なもの」を持参してください。

問(市)マイナポイント支援窓口

☎080-8935-8772

●操作手順 ▼マルチコピー機

専用画面を開く

- ①マルチコピー機のメニュー画面で「行政サービス」を選択し、「マイナポイント」を選択
- ②カードリーダーにマイナンバーカードをセットする

決済サービス情報入力

- ③各種利用規約を確認して、マイナポイントを申し込みむ決済サービスを選択
- ④申し込みに必要な情報の案内が表示されたら、決済サービスの情報を入力

マイナンバーカードの認証

- ⑤利用者証明用パスワード(4桁)と、ご自身の電話番号下4桁を入力

▼セブン銀行ATM

専用画面を開く

- ①ATM画面右上の「マイナンバーカードでのお手続き」を選択

決済サービス情報入力

- ②各種利用規約を確認し、マイナポイントを申し込みむ決済サービスを選択
- ③申し込みに必要な情報の案内が表示されたら、決済サービスの情報を入力

マイナンバーカードの認証

- ④カード挿入口に裏面に上にしてマイナンバーカードを挿入
- ⑤利用者証明用パスワード(4桁)と、ご自身の電話番号下4桁を入力

問(市)マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

年金生活者支援給付金制度 ～年金が少ない人を支援します～

公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の方へ、年金に上乗せして給付金を支給します。

受け取りには請求書類を日本年金機構(年金事務所)に提出する必要があります。

対象(①②のいずれかに該当する方)

- ①老齢基礎年金を受給している方(次のすべての要件を満たす方)
 - ・65歳以上
 - ・同一世帯の全員が市民税非課税
 - ・年金収入額とその他の所得額の合計がおよそ88万円以下
- ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年所得額がおよそ462万円以下の方

▼請求手続き

・新たに給付金を受け取れる方
対象者には、日本年金機構から10月中旬頃に、お知らせを送付しています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要な事項を明記し、提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了すると、令和2年8月分から受け取ることができます。

・年金の受給がはじまる方
年金の請求手続きと併せて手続きをしてください(対象となるか確認してください)。

年金機構や厚生労働省を装った電話や案内に注意してください

電話で家族構成や口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

問(市)ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165
(ナビダイヤル)



11月11日(水)～17日(火)は 税を考える週間

税を考える週間の行事の一環として、次のとおり展示を行います。ぜひお越しください。

●小学生の「税に関する書道・ポスター」表彰作品の展示

- ▼日付
- ①11月6日(金)～17日(火)
 - ②11月20日(金)～12月2日(水)
 - ③12月2日(水)～11日(金)

▼場所

- ①山田錦の館
- ②三木市役所
- ③三木市立中央図書館

税を考える週間
～くらしを支える税～
国税庁
https://www.nta.go.jp

問(市)三木税務署

☎82-0501